令和６年度 滋賀県サビ児管更新研修
【受講者募集要項】

1. 目的

サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が自身のこれまでの事業内容を振り返るとともに、サービスや支援の質の更なる向上に必要な知識とスキルを学ぶことを目的とする。

2. 受講対象者（受講要件）

滋賀県内の障害福祉サービス事業所等にて従事している者のうち、次の（1）から（2）のいずれかの要件に該当する者

（1）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修（以下「サビ児管実践研修」）又はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修（以下「サビ児管更新研修」）を修了後、指定障害福祉サービス事業所等もしくは指定障害児入所施設等（以下「障害福祉サービス事業所等」という）においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」という）もしくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所等」）において相談支援専門員として従事している者で、障害福祉サービス事業所等においてサビ児管として従事しているもの又は従事しようとするもの

（2）サビ児管実践研修又はサビ児管更新研修を修了後、本研修の受講開始前5年間において（1）の業務に通算して2年以上従事していた者で、障害福祉サービス事業所等においてサビ児管として従事しているもの又は従事しようとするもの

3. 募集定員　180 名

4. 開催期間

以下の講義、演習の両方の受講が必要

（1）講義　※オンライン（オンデマンド方式）での開催

令和６年 11 月 18 日(月)午前 10 時から令和６年 11 月 25 日（月）午前９時の間に視聴する。

（2）演習　※参集型（集合型）での開催

日程①令和6年12月10日（火）、12月11日（水）
日程②令和6年12月12日（木）、12月13日(金)
日程③令和6年12月17日（火）、12月18日（水）
日程④令和6年12月19日（木）、12月20日（金）

※ 上記日程①から④のいずれの日程になるかは受講決定時にお知らせします。
※ 受講日の選択はできません。
※ やむを得ない事情により日程を指定したい場合は、希望日程とその理由を申し込みフォームにご記入ください。なお、この聞き取りは、希望通りの日程での受講決定を保障するものではありません。

5. 開催場所・方法

（1）講義　オンライン（オンデマンド方式）による個別受講

※受講決定後に講義を視聴するためのホームページへのアクセス方法についてお知らせします。

（2）演習　参集型（集合型）にて実施。各日程の会場は以下のとおり。

令和6年12月10日（火）	大津市民会館
令和6年12月17日（火）	旧大津公会堂ホール
令和6年12月11日（水）・12 日（木）・13日（金） 令和6年12月18日（水）・19 日（木）・20日（金）	滋賀県庁東館7階

※研修受講生は、県庁駐車場は利用できません。公共交通機関にて会場までお越しください。
また、近隣の有料駐車場をご利用の場合、駐車料金はご自身でご負担ください。

6. オンライン（オンデマンド）研修について

オンライン研修は、オンデマンド方式にて行います。オンデマンド方式とは、定められた期間に事前に撮影された講義動画を配信し、それをご自身の都合の良い時間に事業所やご自宅からインターネットを通して受講する方式です。そのため、受講にはインターネット環境が整備されていることが必須となります。タブレットやスマートフォンの場合、画面サイズ等で受講に支障をきたす可能性もあるため、受講にはパソコン（Windows、macOS）の使用を推奨します。

7. 演習について

参集型（集合型）研修は、一グループあたり6～8人程度の受講生による構成とし、座席はグループ指定とします。

8. 内容

本研修の内容は、別紙「令和6年度　滋賀県サビ児管更新研修日程表」のとおりです。ただし、講師や会場の都合等により一部、日程に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

9. 事後レポートおよび事前課題について

事後レポートおよび事前課題の詳細については、受講決定者にお伝えします。事後レポートおよび事前課題も研修修了要件となります。このことをご理解のうえ、お申し込みください。

（指定した期日までに提出がない場合は、受講を取り消すことがあります。）

（1）事後レポートについて

講義動画視聴後、定められた内容に基づくレポートを作成し、指定期日までに提出していただきます。

（2）事前課題について　※現時点での問い合わせはご遠慮ください。

演習を受講するまでにいくつかの事前課題に取り組んでいただきます。事前課題の詳細は後日お知らせしますが、事前課題も研修修了の要件の一つです。

10. 受講申し込み

入力フォームでの回答と書類提出の両方が必要となります。両方の手続き完了をもって申込受付となりますので、いずれも期限までに手続きをお願いします。

（1）入力フォームでの回答

下記「11. オンライン入力による受講申込方法」に従って、入力フォームへの回答をお願いします。

【回答期間】 令和 6 年 9 月 13 日（金）午前10時～9月 27 日（金）午後5時まで

※1 該当時間外に送信されたものは全て無効とします。

※2 該当時間外の誤送信を防止するため、なるべく該当時間外は入力フォームから回答できないようにしています。（「回答受付は終了しました」と表示されます。）

※3 入力完了後、フォームにご記入いただいたメールアドレスに確認メール（入力内容のコピー）が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、入力をお願いします。（電話による申し込み確認はご遠慮いただきますようお願いいたします。）

※4 同一の受講希望者名で複数回送信された場合は、最新のもの（最後に送信したもの）で受け付けます。それ以外のものは無効としますので、ご注意ください。（入力フォーム送信後に申し込み内容を修正する場合は、お手数ですが再度、正しい情報での手続きをお願いします。電話による問合せや修正依頼はご遠慮くださいますようお願いいたします。）

（2）書類提出

【提出書類】

① 受講対象者（1）（2）に該当する方（必要書類数2）

i. 受講要件および実務経験確認書

（募集要項と同じホームページより書式をダウンロードしていただけます。）

ii. 「サビ児管実践研修」又は「サビ児管更新研修」の修了証書のコピー

※5 実務経験の記入の際には、ホームページ上にある「サビ児管実務要件」をご参照ください。

【提出期間】 令和 6 年9月 13 日（金）～9月 27 日（金）【期間内消印有効】

※6 書類送付は必ず特定記録郵便により9月 27 日までに発送してください。。

※7 郵便（郵送）であっても消印のないもの（後納、別納）は受け付けできません。

11. オンライン入力による受講申込方法

受講を希望する方は、下記の入力フォームから上記期間内にお申し込みください（書類の送付も期限内にお願いします）。なお、申し込みは原則、法人や事業所からのみとします。所属先がなく、個人のスキルアップのための申し込みはできませんので、ご了承ください。

【入力フォームの申し込みステップ】

（1）下にある入力フォームの URL をひらく。または QR コードを読み込む

（2）入力フォームの記載に従い、申し込み内容をフォームに入力する。

（3）入力内容を確認の上、送信する。

※各項目の説明をよくお読みの上、入力をお願いします。

（4）送信完了。

※入力フォームの最初にご記入いただいたメールに確認メール（入力内容のコピー）が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、手続きをお願いします。

（5）入力フォームの送信をもって受講申し込み完了となる。

※電話による申し込み確認や入力内容の修正依頼等はご遠慮ください。

■入力フォーム（URL）

https://forms.gle/NDZncr8Pr6nKPQyK6

■入力フォーム（QR コード）

12. 受講者の選考・決定

受講決定は先着順ではありません。募集締め切り後、厳正なる選考の結果、滋賀県が受講者を決定します。受講の可否については、「受講決定（不決定）通知書」にてお知らせします。

通知書の発送は、書類送付先に記載された住所に令和 6 年 10 **月中旬頃**を予定しております。

（選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもありますので、予めご了承ください。）

なお、電話やメール、FAX にて選考結果をお伝えすることはできません。選考結果に関するお問い合わせはお控えください。

また、オンラインを含む研修受講にかかること（周知方法等）については受講決定通知と併せてお知らせします。

13. 受講料　2,000 円

受講料は「受講決定通知書」に示す期日までに必ずお振込みください。振込先等は受講決定通知に記載されている方法でご確認ください。

※お振込み後の返金は、いかなる場合でもできませんのでご了承ください。

14. 個人情報の取扱について

受講申込書により知り得た申込者の個人情報については、本研修の連絡に使用するほか、受講修了者については名簿を作成し、滋賀県に報告すること以外の用途で使用することは原則ありません。

また、研修中において受講者間の連携や交流を図るとともに、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名および所属事業所等を掲載した名簿を作成の上、掲示または配布する場合があります。

15. 滋賀県外からの受講申込について

滋賀県外からの申し込みは受け付けできません。ただし、滋賀県内の指定障害福祉サービス事業所または指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事する予定が明確な方については別途相談に応じます。その場合は、滋賀県障害福祉課（または事務局）に連絡および確認の上、お申し込みください。

16. 問い合わせ先

（1）受講要件や実務要件、研修体系や加算等に関すること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係
TEL 077−528−3544（平日のみ：午前8時30分～午後5時15分）

（2）受講申込方法や入力フォームに関すること

滋賀県障害者自立支援協議会事務局
TEL 0748−46−8007（平日のみ：午前9時00分～午後5時00分）
※研修運営等で事務所を不在にしていることもあります。

（3）その他

申し込みにあたり、研修受講に特別な配慮が必要な場合または研修修了証書を紛失し、新たに証明書（確認書）の発行が必要な場合は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係までメールにてご相談ください。

なお、証明書（確認書）発行希望の方は、必要な方の「氏名」「生年月日」「紛失した修了書の研修名（具体的に）」「その修了年度」を記載いただき、メールで問い合わせお願いします。

Email：ec0002@pref.shiga.lg.jp（企画・指導係）

17. 研修事務局

滋賀県障害者自立支援協議会　事務局
〒521-1311　滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4837-2
TEL 0748-46-8007（平日のみ：午前9時から午後5時）
FAX 0748-46-8228